

社援発 0328 第 23 号
平成 26 年 3 月 28 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」の一部改正について

地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成 24 年 3 月 30 日付け社会・援護局長)により定められておりますが、今般、当通知を別添のとおり改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただきますようお願ひいたします。

なお、本通知については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

<p>新</p> <p>厚生労働省社会・援護局長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合 の資産要件等について(通知)</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>社援発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日</p>	<p>旧</p> <p>厚生労働省社会・援護局長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合 の資産要件等について(通知)</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>社援発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合 の資産要件等について(通知)</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法 律第 123 号)の施行に伴い、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会 生活を営むことができるよう、通所による創作的活動又は生産活動の提供及び社 会との交流の促進等を目的として地盤活動支援センターが創設されたところです。</p> <p>地域活動支援センターは、従来のいわゆる小規模作業所からの移行によるもの であり、その活動は各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与して おり、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉 の推進を図る上で重要となります。</p> <p>一方、社会福祉法人(以下「法人」という。)の重要な役割として、地域社会 において低所得者に対する支援、制度外のニーズへの対応、労力・コストのかか る対象者を排除しないことなど他の法人との比較においても社会的使命を十分 発揮する必要があります。</p> <p>このため、法人の公益性を維持しながら、地域活動支援センターの機動性・柔 軟性を活用しつつ事業を実施するため、今般、地域活動支援センターを経営する 者が円滑に法人各を取得する際に、必要な資産要件等について下記のとおり定め ましたので、貴職において適切なご配慮をお願いいたします。</p> <p>一方、社会福祉法人(以下「法人」という。)の重要な役割として、地域社会 において低所得者に対する支援、制度外のニーズへの対応、労力・コストのかか る対象者を排除しないことなど他の法人との比較においても社会的使命を十分 発揮する必要があります。</p> <p>このため、法人の公益性を維持しながら、地域活動支援センターの機動性・柔 軟性を活用しつつ事業を実施するため、今般、地域活動支援センターを経営する 者が円滑に法人各を取得する際に、必要な資産要件等について下記のとおり定め ましたので、貴職において適切なご配慮をお願いいたします。</p>	

